

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

平成 2 1 年 1 1 月

農林水産省

目 次

| | | |
|-----|--|---|
| 第 1 | 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 | 1 |
| 第 2 | 米穀の需給の見通しに関する事項 | 1 |
| 1 | 平成20/21年の需要実績 | 1 |
| | (1) 需要実績の対象期間及び対象米穀 | |
| | (2) 算出方法 | |
| | (3) 平成20/21年の需要実績 | |
| 2 | 平成21/22年及び平成22/23年の需要見通し | 3 |
| 3 | 平成21/22年の需給見通し | 4 |
| | (1) 需要量 | |
| | (2) 供給量 | |
| | (3) 平成22年6月末の在庫量 | |
| 第 3 | 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項 | 4 |
| 第 4 | 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 | 5 |
| 第 5 | 平成22年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）について | 5 |

【米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について】

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第1項に基づき、平成21年7月31日に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号）第1条に基づき見直し、同法第4条第6項により変更するものです。

第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）に基づき、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営等を整合性をもって行います。

このうち、生産調整の円滑な推進については、食糧法の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効利用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組めます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第2 米穀の需給の見通しに関する事項

1 平成20/21年の需要実績

(1) 需要実績の対象期間及び対象米穀

需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出しています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、加工用米*及び新規需要米*（以下「加工用米等」という。）を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

(2) 算出方法

需要実績の算出方法は、表1のとおりです。

表1 平成20/21年の需要実績の算出方法

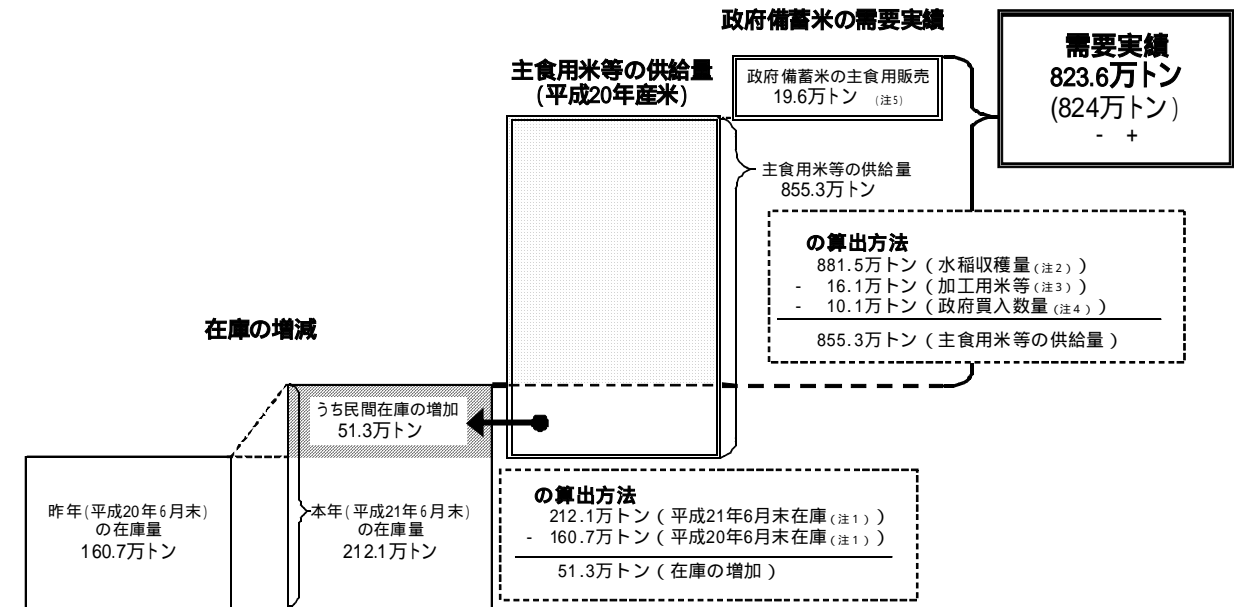
| | |
|--|------------------------------|
| (1) 民間流通米の需要実績 = | - |
| 在庫の増減（平成21年6月末在庫量 - 平成20年6月末在庫量） | |
| 主食用米等の供給量（平成20年産米） | |
| 注1：6月末在庫量には、社団法人米穀安定供給確保支援機構が保有する平成17年産米の豊作による過剰米を市場隔離したもの（いわゆる「現物弁済米」）の数量を含まない。 | |
| 注2：主食用米等の供給量は、平成20年産米の水稻収穫量（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）から加工用米等の数量及び政府買入数量を控除した数量である。 | |
| (2) 政府備蓄米の需要実績 = | 平成20年7月から平成21年6月までの主食用への販売数量 |
| (3) 需要実績 = | (1) + (2) |

* 米穀の生産調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3において生産調整の取組（生産数量目標の外数）として取り扱う米穀として定める加工用米及び新規需要米である。

(3) 平成20/21年の需要実績

前記方法により算出した平成20/21年(平成20年7月から平成21年6月までの1年間)の需要実績は、図1のとおり824万トンで確定しました。

図1 平成20/21年の需要実績(確定値)



- 注1：6月末在庫は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫に10a以上の作付生産者の在庫推計値を加えたものである。
 注2：水稻収穫量は、平成20年産米の水稻収穫量(「作物統計」農林水産省大臣官房統計部)である。
 注3：加工用米等は、米穀の生産調整実施要領第3において生産調整の取組として取り扱う米穀として定める加工用米及び新規需要米であって主食用米等へ供給されないことが確認された米穀である。
 注4：政府買入数量は、平成20年産米の政府買入数量である。
 注5：政府備蓄米の主食用販売は、平成20年7月から平成21年6月までの政府備蓄米の主食用への販売数量である。
 注6：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

2 平成21/22年及び平成22/23年の需要見通し

平成21/22年（平成21年7月から平成22年6月までの1年間）及び平成22/23年（平成22年7月から平成23年6月までの1年間）の需要見通しの算出に当たっては、平成16年7月策定の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において最近の米の消費量を踏まえて採用した手法により、平成8/9年（平成8年7月から平成9年6月までの1年間）以降から直近の平成20/21年までの需要実績を用いて、トレンド（回帰式）で算出することとし、その算定結果は、図2及び表2のとおりです。

図2 平成8/9年～平成20/21年の需要実績を用いた算出方法

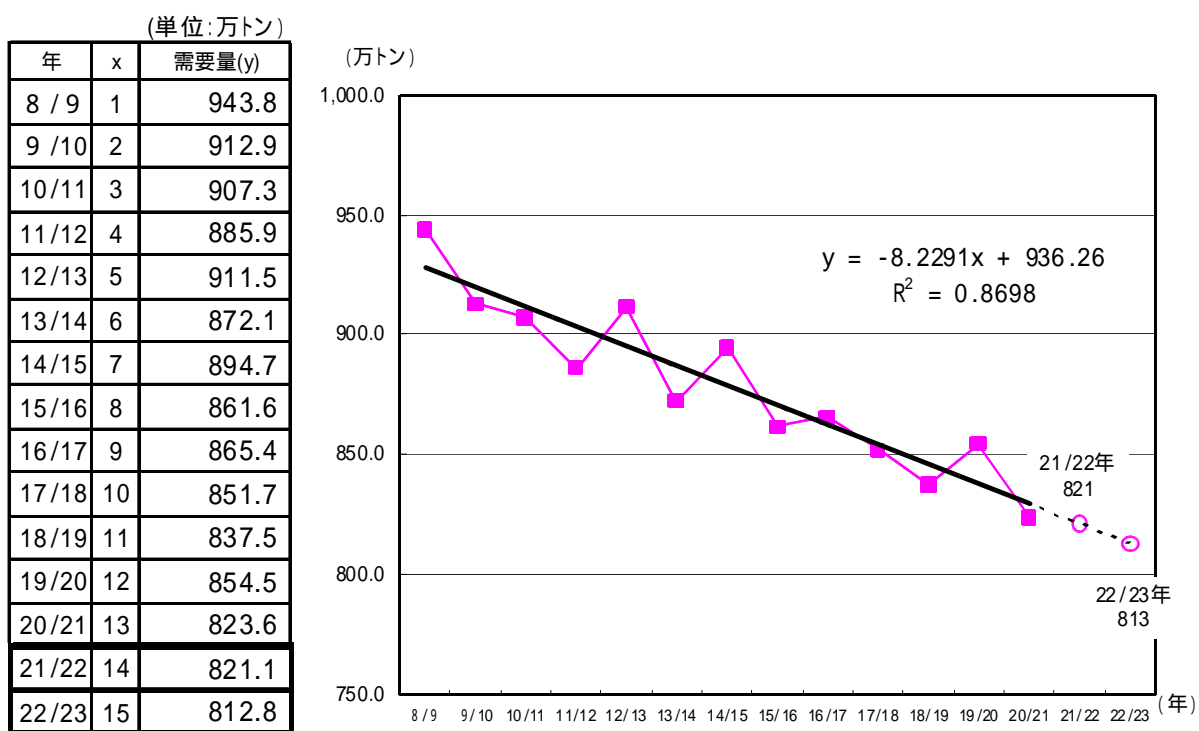


表2 平成21/22年及び平成22/23年の需要見通し

| | |
|----------|--------|
| 平成21/22年 | 821万トン |
| 平成22/23年 | 813万トン |

3 平成21/22年の需給見通し

平成21/22年の需給見通しは、表3のとおりです。

(1) 需要量

主食用米等の需要量は、2により算出した821万トンです。

(2) 供給量

平成21年6月末の在庫量(確定値)は、民間流通在庫量及び政府保有在庫量を合わせて298万トンです。

主食用米等の生産量は、831万トン(平成21年10月15日現在の平成21年産米水稻の予想収穫量(主食用))です。

この結果、平成21/22年の主食用米等の供給量の合計は、1,129万トンとなります。

(3) 平成22年6月末の在庫量

平成22年6月末の在庫量は、(1)の需要量及び(2)の供給量から算出して308万トンと見通されます。

表3 平成21/22年の主食用米等の需給見通し

(単位:万トン)

| | | 全体需給 | |
|-------------------------|-------|-------|---------|
| | | | うち政府備蓄米 |
| 平成21年6月末在庫 | A | 298 | 86 |
| 平成21年産主食用米等生産量 | B | 831 | 30 |
| 平成21/22年主食用米等供給量計 C=A+B | | 1,129 | 116 |
| 平成21/22年主食用米等需要量 | D | 821 | 30 |
| 平成22年6月末在庫 | E=C-D | 308 | 86 |

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有することとしております。

また、平成21/22年の政府備蓄米については、需給見通し上、回転備蓄を前提として、その適正かつ円滑な運営を図る観点から、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を政府買入数量から減じることとします(備蓄運営ルール)。

第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

米穀の輸入数量及びその種類別の数量については、W T O 農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、77万玄米トンと予定します。

S B S (売買同時契約) 方式による輸入については、10万トンと予定します。

第5 平成22年産米における都道府県別の生産数量目標 (需要量に関する情報) について

第2の2のとおり、全国の平成22/23年の需要見通しが813万トンと想定されることから、全国の平成22年産米の生産数量目標についても同様、813万トンと設定します。

また、都道府県別の生産数量目標については、従来から、全国の生産数量目標を基に各都道府県ごとの過去6年の需要実績中、中庸4年分の平均値のシェアで算出することを基本としておりますが、生産調整の目標達成県と目標未達成県の不公平感を是正するため以下の調整を図ります。

平成21年産米の目標達成県については、当該県の生産数量目標の減少率が全国の生産数量目標の減少率 (99.8%) を下回らないこと

により調整した数量については、平成21年産米の目標未達成県のうち生産数量目標が増加する県から控除すること